

福知山市木造耐震改修事業における代理受領制度

利用にあたっての留意事項

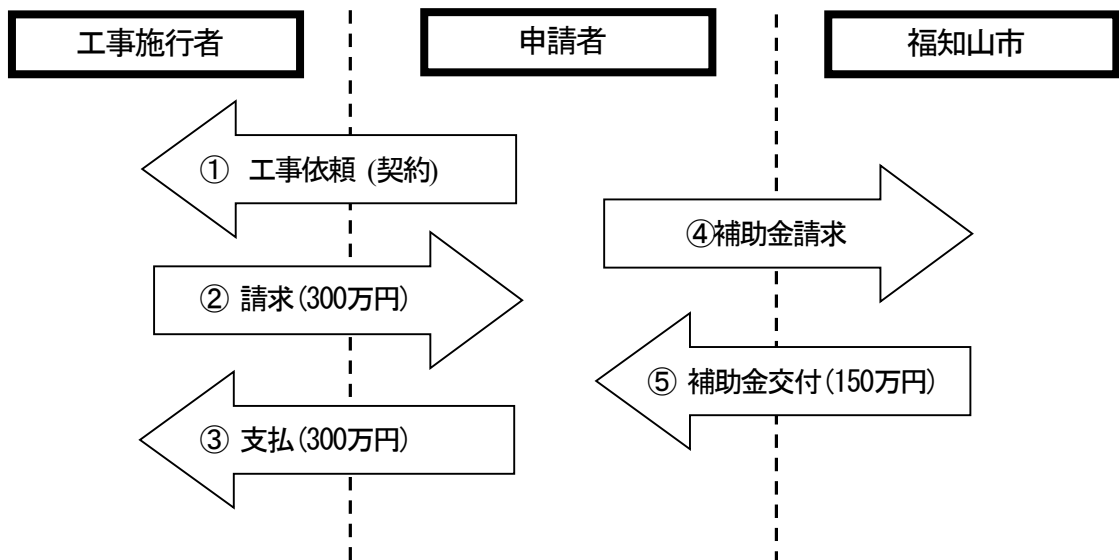
福知山市では、令和7年度より『代理受領制度』を導入します。代理受領制度を利用される場合は、下記の事項に留意をお願いします。

○代理受領制度とは

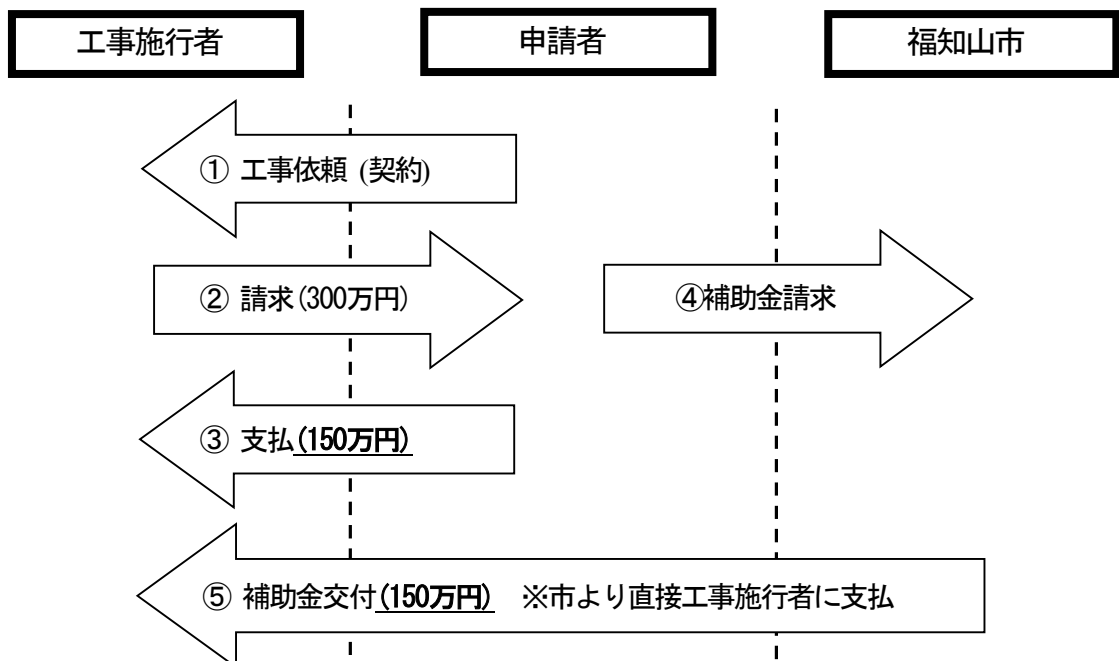
代理受領制度とは、申請者との契約により耐震改修を実施した者（工事施行者）が、申請者からの委任を受け、補助金の受領を代理で行うことが出来る制度です。この制度を利用することにより、工事費と補助金の差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。

例）補修費用が300万円だった場合(本格改修 補助金150万円)

【令和6年度まで】



【令和7年度から】代理受領制度利用の場合



- 1 代理受領制度を利用される場合は、工事施行者に対し制度を利用する旨を事前に申出し、了承を得てください。
- 2 制度利用をされる際は、委任状の提出が必要となります。また、福知山市より工事施工者へ確認を行います。

担当 福知山市役所建設交通部建築住宅課建築第一係

Tel 0773-24-7058 (直)

Fax 0773-23-6537 (直)

Mail kentiku@city.fukuchiyama.lg.jp